田川市立病院
身体的拘束最小化のための指針

身体的拘束は、患者さん等の生活の自由を制限することであり、患者さんの尊厳ある生活を阻むものです。

当院では患者さんの尊厳と主体性を尊重するとともに、患者の権利の擁護と保護を最優先とし、患者さんや他の患者さん等の生命若しくは身体を保護するためなどやむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束を行わないこととします。

身体的拘束による行動制限を行う以外に代替する方法がない場合は、本人または家族に対し説明を行い、同意を得たうえで一時的に実施するものとします。やむを得ず身体的拘束を行う場合は、患者さんの精神的・身体的苦痛を軽減するための工夫するとともに、観察を強化し、その制限は必要最小限（最も制限の少ない方法かつ最短期間）となるよう努めます。

さらに、認知症患者、せん妄や転倒等のリスクがある患者さん、身体的拘束を検討する可能性のある患者さんであることを理由に、入院の制限はしません。

また、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体的拘束の最小化に向けた組織風土の醸成に取り組んでまいります。

令和８年４月　病院長